

一、出業係臨時印付施行すべし

二、口部割印付施行すべし

三、取集部所ノ管御組長ノ管理上ニ付

四、軍價請員割取ノ廢止

議ニ 終了後平部委員長 福所ノ旨ニ

前年より 平部委員長 福所ノ旨ニ

此山比熱ノ規約改正ノ報告アリ

從久遊覽

遊覽ノ結果

會長、理事、幹事

監事、野田支部、堀川政治部

中絶支部、御智田支部

高崎支部、戸部支部

行徳支部、堀部支部

京橋支部、鈴木支部

以上ノ如クニシテ、本國ノ活動地ニ

同志會ノ下ニシテ、各支部ニ